

# 生徒心得

## 1 礼儀

- (1) 礼は、真心から敬愛の念を持って行うこと。
- (2) 挨拶は、来客・教職員に限らず生徒相互においても心から交わすこと。
- (3) 職員室等に入出入りする際は、身なりを整え、挨拶をすること。
- (4) 正しい言葉づかいを心掛け、粗暴・下品な言動は慎むこと。

## 2 服装

登下校時及び学校生活（実習・実技等は除く）における服装は本校指定の制服とし、次のように着用する。また、制服はいかなる改造も認めない。

- (1) 校章は指定の場所に付けるとともに、紛失した場合は速やかに購入すること。
- (2) ボタンは、本校指定のものとする。
- (3) ワイシャツは無地白色で、胸にNAのロゴの入った指定のものとする。
- (4) セーターの着用は準制服として、指定したものとする。
- (5) スラックス着用の場合、ベルトは本校指定のものとし、位置は低くしない。
- (6) 女子のスカートの丈は、立ち姿で膝頭が隠れるようにし、ストッキングは黒または肌色とする。折り曲げて着用しないこと。
- (7) 男女とも指定のスラックスの着用を認める。
- (8) 別に指示する略装期間中（夏季）は、次のような着用方法を認める。
  - ア 男子…指定ズボンとワイシャツとネクタイ
  - イ 女子…指定スカート・スラックスとワイシャツと指定ベスト、ネクタイまたはリボン
- (9) オーバーや各種コート類の形色はシンプルなもので、派手なもの（スカジャン等）はさける。
- (10) 上靴は本校指定（学年別）のものとする。
- (11) 上記服装に関して、やむを得ない理由で異装する場合は異装願をホームルーム担任に提出し、許可を得ること。
- (12) 不必要なアクセサリ（ピアス、キャッチ、ウオレットチェーン等）は身につけない。
- (13) 香水や化粧・マニキュア等の使用は禁止する。

## 3 頭髪

常に清潔感があり、進路活動に則した整髪を心掛けること。また、下記の髪型は禁止する。

- (1) パーマ・強いカール(コテ等の使用によるカーリーヘア)
- (2) 染毛・脱色（アイロン等による変色含む）・逆毛立て
- (3) 極端なデザインカット及び極端な段差や長さの違いのあるもの
- (4) 顔を覆うスタイル・まとまりのないロングヘア
- (5) そり込み(まゆ毛も含む)・リーゼントスタイル
- (6) エクステンションの着用
- (7) モヒカン刈り、ツーブロック等
- (8) 男子の長髪（前髪が目にかからない。横は耳が隠れない。後ろ髪はシャツの襟足にかからない程度とする。）
- (9) 髭を伸ばすこと。

## 4 学習態度

- (1) 授業の開始・終了時にはきちんと礼を交わすこと。
- (2) 授業中は静粛にし、正常な授業の雰囲気を妨げないこと。
- (3) 授業中の発言、座席の変更、及び入退室は教師の許可を得ること。再入室の際には、入室許可証を持参すること。
- (4) 実習時には、規定の実習服及び実習帽、ゴム長靴を着用し、異装は厳禁とする。
- (5) 実習中は安全面に気を配り、特に農業機械の取り扱いには細心の注意を払うこと。
- (6) 教室は常に清潔にし、整理整頓を心掛けること。

## 5 校内生活

- (1) 常に礼儀を重んじ、粗暴・下品な言動は慎む。特に、授業中や集会時は静粛を旨とすること。
- (2) 登校・下校時刻を厳守し、無断で欠席・遅刻・早退はしないこと。
- (3) 欠席・遅刻・早退するときには、事前にホームルーム担任に届け出ること。遅刻・早退時には、職員室在室教師に申し出て、所定の手続をすること。
- (4) 登校から下校までの間は、無断で校外に出てはならない。ただし、やむを得ない事情で外出する場合には、ホームルーム担任の許可を得ること。
- (5) 事情により制服以外の異装で登校する場合は、必ずホームルーム担任に申し出て異装届を提出すること。
- (6) 施設設備及び備品等の公共物は大切に取り扱い、使用後は元通りに戻し、汚損しないよう注意すること。万一、汚損した場合には、ホームルーム担任に申し出て指示を受けること。
- (7) 常に清掃や環境の整理整頓に留意すること。
- (8) 所持品には、学年・氏名を明記すること。
- (9) 生徒間の金銭の貸借、物品の売買はしないこと。
- (10) 行事や部活動、熱志会その他の理由で下校時刻以降も学校に残る場合は、担当教師に許可を得ること。
- (11) 休日の学校利用は、事前に担当教師に申し出て許可を得ること。
- (12) 遺失物・拾得物は、直ちに担当教師に届け出ること。
- (13) 校内における携帯電話・スマートフォンの使用は、モラルを持って使用すること。また、校内外問わず、インターネットの使用やSNSの書き込みについては公序良俗を乱さぬよう十分に注意をすること。

## 6 校外生活

- (1) 外出時間は午後9時までとする。ただし、保護者同伴の場合は午後10時までとする。
- (2) 外出の際は、保護者に行き先・帰宅時間を明示し、深夜の徘徊・交遊、無断外泊はしない。
- (3) 外出時の服装は、高校生らしく品位あるものとする。
- (4) 生徒手帳・学生証を必ず携帯すること。
- (5) 原則として外泊はしない。ただし、やむを得ない場合は、双方の保護者の同意を得ること。
- (6) パチンコ店・酒場への出入り、喫煙・飲酒・薬物乱用及び賭け事や暴力行為は絶対しない。
- (7) 男女の交際は、互いの人格を尊重し、節度を保った交際であること。
- (8) 学友以外との交友・交際は特に慎重にし、他の誤解を招かぬよう注意すること。
- (9) 旅行や対外行事に参加する場合は、必ず保護者の同意を得た上で、学校に届け出ること。

## 7 バス通学生心得

- (1) 乗車マナーを厳守し、乗務員等の指示に従い、他の乗客に迷惑をかけないこと。
- (2) 車内及びバス停での飲食は努めて慎み、美化に努めること。
- (3) 常に言動に注意し、高校生としての品位を失うことのないよう留意すること。
- (4) 不正乗車は絶対しないこと。

## 8 交通安全

- (1) 道路の歩行やバス等の交通機関の利用の時には、交通道德を遵守し、事故防止に努めること。
- (2) 自転車を利用するときは、二人乗り・無灯乗車の禁止や一旦停止の厳守など、自他の安全に細心の注意を払うこと。
- (3) 無免許運転や近親者以外の車両への同乗は絶対しないこと。
- (4) 車両運転免許取得希望者は、所定の手続により学校の許可を得ること。

(5) 自転車通学するものは確実に防犯登録をし、保険に加入することが望ましい。

## 9 休業中の心得

### (1) 規則正しい生活

- ① 起床・就寝をはじめ、毎日の生活は計画を立てて過ごすこと。
- ② 健康に留意し、虫歯の治療等は休業期間中を利用して治しておくこと。

### (2) 学習

定期考査や進路へ向け、計画的な学習を進めること。

### (3) アルバイト

- ① 学校に必ず届け出て、許可を得ること。
- ② 酒類を主とした飲食店や危険が伴う作業・職種は禁止する。

### (4) その他

- ① 髪は、休業期間中であってもパーマ・染色・脱色等(アイロン等による変色含む)は認めない。
- ② 法律や条例等で禁止されている行為はしないこと。

## 10 願・届

(1) 次の場合には、所定の用紙に記入の上、提出すること。

- ① 保証人変更、保護者変更、住所変更
- ② 異装
- ③ 各種行事・大会への参加
- ④ 登山、旅行、キャンプ
- ⑤ アルバイト(変更の場合も含む)
- ⑥ 車両運転免許受験
- ⑦ 車両通学(自転車も含む)

(2) 次の各証明書等が必要な場合は、ホームルーム担任に申し出る。

- ① 学生割引証明書
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書
- ④ 調査書
- ⑤ 卒業見込証明書
- ⑥ 卒業証明書

## 11 事故発生時

身に事故が発生した場合は、すみやかに関係機関(交通事故は警察署など)と学校または担任に連絡すること。

## アルバイトに関する規程

### (目的)

第1条 本校生徒においては学業が最優先であるが、家庭の事情等によりやむを得ずアルバイトを行う必要のある生徒に対して、本規程は必要な事項を定める。

### (管理)

第2条 この規程に定める事項は生徒指導部がこれを主管する。

### (アルバイト許可までの手続き)

第3条 本校生徒が、アルバイトを許可されるまでの手続きについては、原則、次のとおり定める。

- (1) アルバイトを開始したい生徒は事前に、保護者、担任および(部活動入部者は)顧問などの承諾を得て、別紙「アルバイト届」を担任に提出しなければならない。
- (2) アルバイト届とともに、アルバイトの勤務先から記入してもらった受入届を提出する。
- (3) アルバイト届と受入届により、第4条に定める事項が守られると認められるとともに理由が適正であると認められた場合、学校長の許可が得られる。

### (アルバイトを行う上での注意事項)

第4条 アルバイトを行う生徒は、次に定める事項に従う。

- (1) 定期考査(年4回)一週間前から考査終了までの期間はアルバイトを禁止する。
- (2) 酒類を主とした飲食店でのアルバイト、危険を伴うアルバイト、風紀上好ましくないアルバイト、自動車・二輪車等を使用するアルバイト、その他法令・条例で禁じられるアルバイトを禁止とする。
- (3) 帰宅時間は原則21時までとする。
- (4) 特別活動や当番実習などを最優先にする。

### (アルバイトの中止について)

第5条 アルバイトを行っている生徒は、次に挙げる事項がみられる場合、生徒指導部で(必要であれば担任および顧問を交えて)協議の上、学校長の決定を受けアルバイトを中止させる。

- (1) 第4条の事項を犯した場合。
- (2) 生徒指導に関する規程第3条の2または3に該当する停学または訓告を受けた場合。
- (3) その他、保護者、担任、生徒指導部および(部活動入部者は)顧問が、教育上、負の効果が認められると判断した場合。
- (4) 学校生活に影響(遅刻と欠席はそれぞれ10回を超える者。成績不振については各定期考査において赤点が複数教科に渡る者。)を及ぼさない勤務とする。
- (5) アルバイトの届出を出さなかった場合、またはアルバイト先からの受入届を出さなかった場合。

### (その他)

第6条 アルバイトをやめた場合は、担任または生徒指導部へ申し出ること。

第7条 年度をまたいでアルバイトを続ける場合、アルバイト届を年度始めに第3条に定める手続きを経て再提出すること。

### 付 則

- 1 この規程は平成20年10月1日施行する。
- 2 この規程は平成31年 4月1日施行する。

## 車両規程

### 第1章 自転車通学

(自転車通学の許可)

第1条 自転車通学をする場合は自転車通学届を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(自転車通学)

第2条 使用する車両は、以下の事項について車両点検を受け、合格すること。

- (1) 施錠、灯火、警報装置、ブレーキ装置、反射板等が完備されていること。
- (2) 防犯登録がなされていること。また、原則として任意保険に加入していること。
- (3) 学校より公布されたステッカーを自転車の所定の場所に貼ること。

第3条 車両の管理・保管および点検・整備については常に責任をもつこと。

第4条 交通法規・マナーを遵守し、安全運転を心がけること。二人乗りや携帯電話を使用しながらの運転等、危険な運転は行わない。

第5条 通学期間は4月から11月とする。ただし、使用期間内であっても、路面の凍結や積雪があった場合は自転車での通学をしないこと。

第6条 学校では、車両を指定された駐輪場に施錠して置くこと。

第7条 違反や事故、盗難等にあった場合は直ちに学級担任・学校へ連絡・報告し、学校の指示に従うこと。

第8条 上記の事項が遵守されない場合、許可を取り消すこととする。

### 第2章 運転免許

第9条 在学中は原則として、車両の運転免許取得は認めない。

第10条 事情により車両の自動車運転免許を必要とする者は、校長の許可を得なければならない。この場合、許可されるのは以下の事項である。

- (1) 第3学年の8月1日以降の自動車教習所への入所手続き及び教習の受講については、本校が発行する入校手続き許可証が必要である。
- (2) 本校卒業式以降の自動車免許取得（公安委員会からの交付）については、二輪の免許等を除く、18歳で取得可能な運転免許については認める。また、下記の条件どちらかを満たした場合にのみ限り、家庭学習期間中の普通自動車免許取得を認めることとする。
  - (a) 就職内定者で内定企業より申し出があった場合
  - (b) 取得免許に関して自動車学校による保管の徹底が図れること
  - (c) その他、校長が認める場合

なお、以下の事項を満たした場合においても、生徒の平素の学習状況や生活態度を考慮し許可しない場合もある。

第11条 自動車教習所における教習は、原則として放課後に自動車教習所の送迎により通学することとし、授業日に欠席・欠課して受講することはできない。ただし、一回目の検定の受検については公欠を認める。

(改廃・その他)

第12条 この規程の改廃およびこの規程により難しい事象が生じた場合には、職員会議において審議の上、校長が決定する。

第13条 本規程及び法令に違反した場合は、生徒指導規程によって処置をする。

(車両通学)

第14条 自転車以外の車両を使用した通学は、いかなる場合も認めない。

第15条 冬期間（11月1日～3月31日）は車両通学を禁止する。また、冬期間以外にも安全上またはその他の理由で車両通学を禁止する期間を設ける場合がある。

## 付 則

この規程は、平成12年度まで運用されていた「車両規程」および「車両通学規程」の内容を整理・統合したものであり、平成13年度から運用する。

この規則は、平成24年4月29日一部改正し平成24年4月1日より施行する。

この規則は、平成26年2月28日一部改正し平成26年4月1日より施行する。

この規則は、平成29年11月22日一部改正し平成30年4月1日より施行する。